

議案第13号

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和2年3月17日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

新東広島市立美術館（以下「美術館」という。）の業務の範囲及び管理運営に関し必要な事項を定めるため、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の案を教育委員会定例会に提出するものである。

2 規則の内容

(1) 指定管理者の業務（第3条関係）

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第3条に規定する美術品等を収集し、保管し、又は展示して市民の閲覧に供する業務又は美術に関する講演会、講座等の開催に関する業務のうち、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- ア 美術品等の輸送に関すること。
- イ 美術品等の保管に関すること。
- ウ 美術品等の展示に関すること。
- エ 美術に関する講演会、講座等の開催に関すること。

(2) 観覧券の交付（第4条関係）

観覧料を納付した者に、観覧券を交付する。

(3) 使用の許可の申請（第5条関係）

美術館の各施設の使用の許可の申請書の受付期間は、次のとおりとする

区分	申請日	
アートギャラリー (市民ギャラリー)	1 2 か月前から	
アートスペース (創作室兼会議室)	創作室として使用	6 か月前から
	ギャラリーとして使用	3 か月前から
	会議室として使用	1 か月前から
ロビーその他の敷地	3 か月前から	

(4) 使用の許可（第6条関係）

使用の許可は、使用料の納付があったことを確認し、許可を行う。

(5) 使用期間（第8条、別表関係）

美術館の使用期間は、次のとおりとする。

施設の名称	使用期間
市民ギャラリー	1 4 日間
創作室兼会議室	7 日間
ロビー	教育委員会がその都度定める期間

(6) 観覧料の減免（第9条）

観覧料を減額又は免除できる範囲は、次のとおりとする。

- ア 教育委員会又は指定管理者が主催又は共催する行事の関係者
- イ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の規定により被保険者証の交付を受けている者
- ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- エ 療育手帳(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳)の支給を受けている者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- カ イからオまでの手帳等を掲げる者を介護し、又は補助する者で、教育委員会が適当と認めるもの
- キ 保育所又は幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校その他これらに類する教育機関の児童が保育又は教育の一環として観覧する場合における当該児童を引率する保育士、教職員その他これらの者に準ずる者

ク その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(7) 使用料の減免（第10条関係）

使用料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

ア 市、教育委員会又は指定管理者が主催又は共催する事業のために使用する
とき 使用料の全額

イ その他教育委員会が相当の理由があると認めるとき 教育委員会が定める
額

3 施行日

令和2年11月3日。ただし、観覧券及び入室券の交付並びに使用料の減額又は免除等に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の例により行うことができる。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例

第21条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定管理者が行う業務)

第3条 条例第4条第2項第1号の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 美術品等の輸送に関すること。
- (2) 美術品等の保管に関すること。
- (3) 美術品等の展示に関すること。
- (4) 美術に関する講演会、講座等の開催に関すること。

(観覧券及び入室券)

第4条 教育委員会（美術館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者。次条第1項、第6条から第8条まで及び第12条において同じ。）は、条例第7条第1項の観覧料を納付した者に、観覧券を交付する。

2 条例第7条第2項の教育委員会規則で定める入室券は、美術館が発行する招待

券、無料券その他これらに類するものとする。

(使用の許可の申請)

第5条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、東広島市立美術館使用許可申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める日から、当該施設等を使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合にあつては、「使用日」という。)の7日前までに提出しなければならない。

(1) 市民ギャラリー 使用日の12月前の日の属する月の初日

(2) 創作室兼会議室(美術に関する事業、講座、創作その他これらに類する活動の用に供する目的で使用する場合に限り。) 使用日の6月前の日の属する月の初日

(3) 創作室兼会議室(美術に関する作品の展示その他これに類する活動の用に供する目的で使用する場合に限り。) 使用日の3月前の日の属する月の初日

(4) 創作室兼会議室(前2号に規定する目的以外の目的で使用する場合に限り。) 使用日の1月前の日の属する月の初日

(5) ロビーその他の敷地 使用日の3か月前の日の属する月の初日

(使用の許可)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、条例第11条の使用料が納付されたことを確認することができないときは、条例第8条第1項の許可をしないものとする。ただし、教育委員会が指定する日までに使用料を納付することが著しく困難と認められる場合において、教育委員会がその納付を猶予したときは、この限りでない。

2 教育委員会は、条例第8条第1項前段の許可をしたときは、前条第1項の規定による申請をした者に対し、東広島市立美術館使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(使用の許可の変更等)

第7条 条例第8条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする者は、東広島市立美術館使用変更許可申請書(別記様式第3号)に前条第2項の許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、その変更を許可

したときは、東広島市立美術館使用変更許可書（別記様式第4号）を当該申請をした者に交付するものとする。

3 条例第11条の規定は、前条の規定による変更の許可を受けた者について準用する。

4 第2項の規定による変更の許可に係る施設等の使用料の額が当該変更前の許可に係る施設等の使用料の額に満たないこととなった場合においても、既に納付された使用料は、還付しない。

5 条例第8条第1項の許可を受けた者は、施設等の使用を取りやめようとするときは、東広島市立美術館使用取りやめ届出書（別記様式第5号）に前条第2項の許可書又は第2項の許可書を添えて、その旨を、教育委員会に届け出なければならない。

（連続して使用することができる期間）

第8条 施設等を連続して使用することができる期間は、別表の施設の名称の欄に掲げる施設等の区分に応じ、同表の使用期間の欄に定める期間を超えない期間とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（観覧料の減免）

第9条 条例第12条の規定による観覧料の減額又は免除は、次に掲げる者に対して行うことができる。

- (1) 教育委員会又は指定管理者（この号において「教育委員会等」という。）が主催し、又は共催する行事の関係者として教育委員会等が指定した者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の交付を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (4) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）の支給を受けている者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (6) 第2号から前号までに掲げる者を介護し、又は補助する者で、教育委員会が適当と認めるもの
 - (7) 保育所又は幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校その他これらに類する教育機関の児童が保育又は教育の一環として観覧する場合における当該児童を引率する保育士、教職員その他これらの者に準ずる者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認める者
- 2 前項第7号及び第8号に掲げる者は、観覧料の減額又は免除を受けようとするときは、その観覧をしようとする日の7日前（教育委員会が特別の理由があると認めるときは、前日）までに、東広島市立美術館観覧料（免除・減額）申請書（別記様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において、これを承認するかどうかを決定したときは、東広島市立美術館観覧料減免（承認・不承認）決定通知書（別記様式第7号）により、その決定の内容を、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免）

- 第10条 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額について、することができる。
- (1) 市、教育委員会又は指定管理者が主催し、又は共催する事業のために施設等を使用するとき。 使用料の全額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
教育委員会が定める額
- 2 前項第2号の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第5条第1項の申請書を提出する際に、東広島市立美術館使用料減免申請書（別記様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において、これを承認するかどうかを決定したときは、その決定の内容を、東広島市立美術館使用料減免（承認・不承認）決定通知書（別記様式第9号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の申請)

第11条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額についてすることができる。

- (1) 条例第10条第1項第5号の規定に該当したことにより、施設等を使用することができなくなったとき。 当該使用料の全額に相当する額
- (2) 使用日の30日前までに第7条第5項の規定による届出があった場合において、当該届出の理由を教育委員会が相当と認めたとき。 当該使用料の半額に相当する額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が相当の理由があると認めた場合 教育委員会又は指定管理者が相当と認める額

2 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、東広島市立美術館使用料還付申請書（別記様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用中の施設等への立入り)

第12条 教育委員会は、美術館の管理運営上必要があると認めるときは、使用中の施設等に立ち入ることができる。この場合においては、施設等を使用している者は、正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年11月3日から施行する。
- 2 第4条の規定による観覧券及び入室券の交付並びに第10条の規定による使用料の減額又は免除に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の例により行うことができる。

別表（第8条関係）

施設の名称	使用期間
市民ギャラリー	14日間
創作室兼会議室	7日間
ロビー	教育委員会がその都度定める期間

別記様式第1号（第5条関係）

東広島市立美術館使用許可申請書

年 月 日

東広島市教育委員会 様

登録番号

住 所（使用の登録を受けている場合は、記載を要しない。）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 （ ） —

次の施設を使用したいので、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用する施設	市民ギャラリー ・ 創作室兼会議室 ・ （ ）
使用する備品	
使用の目的	
催事等の名称	
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
催事等の開始及び終了の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人数	人
入場料の徴収の有無	無 ・ 有（ 円 ）
当日責任者	（氏名） （電話番号）（ ） —

※使用料	施設使用料	円	※受付年月日
	備品使用料	円	※受付番号
	冷暖房加算	円	※許可年月日
	市外加算	円	※許可番号
	使用時間超過料	円	
	減免金額	円	
	合 計	円	

注 1 ※印の欄には、記載しないでください。

2 美術館の管理を指定管理者が行う場合は、この申請書の宛先は、「指定管理者」と読み替えるものとします。

別記様式第2号（第6条関係）

東広島市立美術館使用許可書

登録番号

住 所（使用の登録を受けている場合は、記載を要しない。）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

年 月 日付けで申請のあった、東広島市立美術館の使用については、次のとおり許可します。

使用する施設	
使用する備品	
使用の目的	
催事の名称	
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
催事等の開始及び終了の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人数	人
入場料の徴収の有無	
当日責任者	（氏名） （電話番号）（ ） —

※使用料	施設使用料	円	※受付年月日
	備品使用料	円	※受付番号
	冷暖房加算	円	※許可年月日
	市外加算	円	※許可番号
	使用時間超過料	円	
	減免金額	円	
	合計	円	

年 月 日

東広島市教育委員会 印

- 注 1 この許可書は、当日施設を使用する前に、必ず受付に提示してください。
2 使用上の注意事項をよくお読みください。

別記様式第3号（第7条関係）

東広島市立美術館使用変更許可申請書

年 月 日

東広島市教育委員会 様

登録番号

住 所（使用の登録を受けている場合は、記載を要しない。）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

許可を受けた内容を変更したいので、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可番号	
変更の理由	

変更の内容 ※変更しようとする箇所のみ記載してください。

	変更前	変更後
使用する施設	市民ギャラリー ・ 創作室兼会議室 ・ ()	市民ギャラリー ・ 創作室兼会議室 ・ ()
使用の目的		
催事等の名称		
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
催事等の開始及び終了の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入場料の徴収の有無	無 ・ 有 () 円	無 ・ 有 () 円
使用する備品		

※使用料	施設使用料	※受付年月日
	備品使用料	※受付番号
	冷暖房加算	※許可年月日
	市外加算	※許可番号
	使用時間超過料	
	減免金額	
	変更前使用料総額	
	変更後使用料総額	
	追加使用料総額	

- 注 1 ※印の欄には、記載しないでください。
2 美術館の管理を指定管理者が行う場合は、この申請書の宛先は、「指定管理者」と読み替えるものとします。

別記様式第4号（第7条関係）

東広島市立美術館使用変更許可書

登録番号

住所（使用の登録を受けている場合は、記載を要しない。）

氏名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

年 月 日付で申請のあった東広島市立美術館の使用の変更については、次のとおり許可します。

許可番号	
変更の理由	

変更の内容

	変更前	変更後
使用する施設		
使用の目的		
催事等の名称		
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
催事等の開始及び終了の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入場料の徴収の有無	無 ・ 有（ 円）	無 ・ 有（ 円）
使用する備品		

※使用料	施設使用料 円	※受付年月日
	備品使用料	※受付番号
	冷暖房加算	※許可年月日
	市外加算	※許可番号
	使用時間超過料	
	減免金額	
	変更前使用料総額	
	変更後使用料総額	
	追加使用料総額	

年 月 日

東広島市教育委員会 印

- 注 1 この許可書は、当日施設を使用する前に、必ず受付に提示してください。
2 使用上の注意事項をよくお読みください。

別記様式第5号（第7条関係）

東広島市立美術館使用取りやめ届出書

年 月 日

東広島市教育委員会 様

登録番号

住 所（使用の登録を受けている場合は、記載を要しない。）

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

年 月 日付けで許可を受けた東広島市立美術館の使用について、次の理由により取りやめることとしたので、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号		
使用 者	氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住 所	
使用を取りやめる日時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用を取りやめる施設		市民ギャラリー ・ 創作室兼会議室 ・ （ ）
納付済の使用料の額		
取りやめの理由		
備 考		

注 美術館の管理を指定管理者が行う場合は、この申請書の宛先は、「指定管理者」と読み替えるものとします。

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

東広島市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名
電話番号（ ） ー

東広島市立美術館観覧料（免除・減額）申請書

東広島市立美術館の観覧料の減額（免除）を受けたいので、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

観 覧 の 目 的	
観覧する催事等の名称	
観 覧 の 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
観覧の人数及び内訳	
当 日 責 任 者	(氏名) (電話番号) () ー
備 考	

年 月 日

様

東広島市教育委員会 印

東広島市立美術館観覧料減免（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東広島市立美術館観覧料の減額（免除）については、次のとおり（承認・不承認）することについて決定したので、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第3項の規定により通知します。

観覧する催事等の名称	
観 覧 の 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
観覧する人数及びその内訳	

別記様式第8号（第10条関係）

東広島市立美術館使用料減免申請書

年 月 日

東広島市教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () -

東広島市立美術館の使用料の減額（免除）を受けたいので、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

減免の申請の理由	
----------	--

使用の日時	使用する施設等
年 月 日 時 分から 時 分まで	市民ギャラリー・創作室兼会議室・ ()
	冷暖房の使用 <input type="checkbox"/> 有 (冷房・暖房) <input type="checkbox"/> 無
年 月 日 時 分から 時 分まで	市民ギャラリー・創作室兼会議室・ ()
	冷暖房の使用 <input type="checkbox"/> 有 (冷房・暖房) <input type="checkbox"/> 無

※ 許 可 年 月 日	年 月 日		
※ 許 可 番 号			
※ 減 免 の 内 容	基本使用料	減 免 額	差引納付額
	円	円	円
備 考			

注 1 該当する項目の□欄に、チェックをしてください。

2 ※印の欄には、記載しないでください。

別記様式第9号（第10条関係）

東広島市立美術館使用料減免（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

東広島市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった東広島市立美術館の使用料の減免については、次のとおり（承認・不承認）することに決定したので、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第3項の規定により通知します。

使用の日時	使用する施設等
年 月 日 時 分から 時 分まで	冷暖房の使用 <input type="checkbox"/> 有（冷房・暖房） <input type="checkbox"/> 無
年 月 日 時 分から 時 分まで	冷暖房の使用 <input type="checkbox"/> 有（冷房・暖房） <input type="checkbox"/> 無
不承認の理由	

※許可年月日	年 月 日		
※許可番号			
※減免の内容	基本使用料	減免額	差引納付額
	円	円	円
備考			

別記様式第10号（第11条関係）

東広島市立美術館使用料還付申請書

年 月 日

東広島市教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） -

東広島市立美術館の使用料の還付を受けたいので、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

還付の申請の理由	
----------	--

使用の日時	使用する施設等
年 月 日 時 分から 時 分まで	市民ギャラリー・創作室兼会議室・（ ）
	冷暖房の使用 <input type="checkbox"/> 有（冷房・暖房） <input type="checkbox"/> 無
年 月 日 時 分から 時 分まで	市民ギャラリー・創作室兼会議室・（ ）
	冷暖房の使用 <input type="checkbox"/> 有（冷房・暖房） <input type="checkbox"/> 無

※許可年月日	年 月 日	
※許可番号		
※還付の内容	既納使用料	還付額
	円	円
備考		

注 1 該当する項目の□欄に、チェックをしてください。

2 ※印の欄には、記載しないでください。